

美濃加茂市監査委員告示第 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

- 1 対象の監査 令和 8 年度 6 月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和 8 年 7 月 2 7 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 8 年 7 月 2 7 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 8 月 2 5 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
商工観光課	<p>【注意】 美濃加茂市商工業振興事業補助金（小規模事業者経営改善普及事業）の申請については、補助金交付申請書に添付された総括表とその積算根拠となる予算明細の資料との整合性が取れていない。他の補助事業の市補助金額が小規模事業者経営改善普及事業の補助金額に合算されている。ついては、総括表の積算根拠となる資料は、商工会議所に対する各種の市補助事業ごとに作成し、総括表との整合性を図り、補助金の申請根拠を明確にするよう指導されたい。</p>	<p>今年度の当該補助金の申請書に添付の総括表ごと（補助対象事業ごと）に総括表と整合性のとれた算出根拠となる予算明細資料を作成するよう依頼し、修正後の総括表及び予算明細資料の提出を受けました。併せて、本年度実績報告、次年度以降の申請等も同様に本件修正を反映した予算明細資料を添付するよう依頼しました。</p>

美濃加茂市監査委員告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 10 月 22 日

美濃加茂市監査委員 渡 邊 竜 彦

- 1 対象の監査 令和 8 年度 6 月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和 8 年 7 月 27 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 8 年 7 月 27 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 10 月 20 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
ひとづくり課	<p>【指導】</p> <p>美濃加茂市子ども会育成連絡協議会活動補助金の補助額は、対象経費の 1/2 以内で、限度額が 700,000 円である。</p> <p>しかし、令和 8 年度分は、対象経費が、1,400,000 円を下回っているにもかかわらず、限度額 700,000 円の交付決定がなされ、概算払い請求書の受付により、700,000 円が支払われていることは、不適切である。補助金交付決定の変更もしくは取り消し及び再度、適切な補助金交付決定の通知を行い、速やかに補助金の一部又は全部の返還請求を実施されたい。</p> <p>また、前年度の予算資料によれば、令和 7 年度分も対象経費は 1,400,000 円を下回っているが、</p>	<p>令和 8 年度美濃加茂市子ども会活動補助金について、次のとおり措置する。美濃加茂市子ども会育成連絡協議会に対し、「美濃加茂市補助事業等計画変更申請書」の提出を求め、同申請書の提出に際し、当初申請時の対象人数、事業内容およびそれに伴う経費について、最新かつ確定した情報に基づき再計算するよう指導する。</p> <p>提出された同申請書の内容を精査し、補助金交付基準（対象経費の 1/2 以内、限度額 700,000 円）に基づいた変更後の交付決定額を決定する。「美濃加茂市補助金等変更交付決定通知書」を速やかに交付する。あわせて、変更後の交付決定額との差額については、その差額について「美濃加茂市補助金等返還命令書」を交付し、「美濃加茂市補助金</p>

補助金交付事務が適切に行われているか確認し、対象経費の実績額が、1,400,000円を下回っている場合は、速やかに補助金の一部返還請求を行う必要がある。
今後は、補助金交付事務にあたっては、補助対象経費の精査を適切に実施されたい。

等返還命令書」を交付し、速やかに返還を求めた。
令和7年度美濃加茂市子ども会活動補助金についても、前年度の予算資料に基づき、補助金交付基準（対象経費の1/2以内）により、令和8年度分と同様に再算定を実施する。再算定の結果に基づき「美濃加茂市補助金等変更交付決定通知」を交付する。変更後の補助額が既に交付されている補助額を下回ったため、「補助金等確定通知書」ならびに、「美濃加茂市補助金等返還命令書」を交付し、速やかに差額（補助金交付額の減額分）の返還を求めた。
なお、令和6年度以前的美濃加茂市子ども会活動補助金については、交付額について問題はないことを確認した。
なお、本件は、美濃加茂市補助金等交付規則、ならびに美濃加茂市生涯学習活動団体補助金等交付要綱に基づく補助金交付決定を怠ったものであり、今後の方策については、例規に基づいた補助金申請から交付決定に至るまでのチェック機能を強化し、複数担当者による確認や承認フローを整備することで、交付基準に合致しているかを事前に確認する。
また、補助金の交付を受ける団体に対して、補助金の交付申請時および交付決定時に周知・指導を徹底する。